

○議長（河野）10番、西村宣之君。

○10番（西村）議長、10番、西村。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）通告に従い、一般質問をいたします。

「手話言語条例の制定は」。

2006年、手話言語が国際的な条約で認められ、国では障害者基本法で「言語（手話を含む）」と明記されており、手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要となっています。

国内においても意思疎通手段としての手話は言語として認知されており、各自治体において徐々に条例が制定されております。全日本ろうあ連盟によれば、手話言語に関する条例が成立している自治体は全国で36都道府県に及び、区市町村を含めれば、513自治体において手話言語に関する条例が成立しております。

本町において、2017年に手話言語に関する条例規則では、手話通訳設置事業実施要綱・手話奉仕員養成研修事業実施要綱により、手話を言語として必要な障害者の社会参加を支援することを奨励し、福祉の増進に資することを目的としています。

しかし、聴覚障害者（ろう者）が地域の集まりに参加しても音声による会話がわからず孤立したり、手話言語通訳者がいないため疎外されたりする不自由な状況を解決するためには、手話言語が音声言語と対等に使える制度と環境づくりが必要ではないでしょうか。手話言語に関する条例は県内において、未だ9町において成立しておりませんが、高松市を始め7市において手話言語に関する条例が施行されています。

町長の施政方針にも記されている様に「障害者の社会参加を制約する社会的障害を除去するための施策を実施する。」とあり、本町の障害者福祉施策は、各方面に講じられています。

2006年綾川町が誕生し、18年が経過した現在では、ノーマライゼーションの基本理念が町内全域に展開されていると感じている町民は少なくないと確信しております。視覚・聴覚障害者の皆様も本町が住みたい町、暮らしやすい町となるために関係機関・団体・行政等の協働、また町民の皆様の理解により本町の福祉計画は全町内に展開されなければなりません。その中において、手話言語に関する条例が未だ成立していないことが残念であります。手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段としての手話の認知度が全町内に展開されることが、聴覚障害者が地域で安心して暮らしやすい町、住みたい町づくりに必要な理念であると考えます。

以上の事から2点を問います。

- 1) 手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する具体的な施策は。
- 2) 障害者福祉計画に「障害のある人のコミュニケーション手段としての手話に関する条例」の制定により障害者福祉施策の速やかな施行が講じられないか。

以上、私の一般質問とします。

○町長（前田）議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）西村議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する具体的な施策」についてであります。聴覚障害者の方々の社会参加を進める上では、手話の普及、そして手話を使える方々を増やすことが重要であります。香川県聴覚障害者福祉センターで受講できる手話奉仕員養成講座などによりまして、手話ができる方を増やしていきたいと考えております。養成講座につきましては、広報等によりまして、1人でも多くの町民の方々に周知をし、手話の普及につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

また、現在の町役場での窓口対応につきましては、筆談が最も意思疎通しやすく、また、対応しやすいということで、筆談案内表示を設置し、対応しておるところであります。その他、自宅からの問合せ等についてはメールやFAXを利用しております。今後も、聴覚障害者に対しまして真摯に対応してまいりたいと思っております。

次に、2点目の、障害福祉計画に「障害のある人のコミュニケーション手段としての手話に関する条例」の制定により障害者福祉施策の速やかな施行が講じられないか、についてであります。現在、県内8市9町のうち7市において条例が制定されていることは承知しております。

聴覚障害者の方々にとって、手話は社会参加に必要、重要なものですが、一般的に認知度はまだ低く、その普及につながるといふ点では意義ある条例と思われまふ。一方、平成28年4月に施行された障害者差別解消法にありまふ合理的配慮のひとつとして、手話派遣事業も要望に応じて対応しておるところであります。今現在、理念法である条例の制定の必要性は、現在、今のところ考えておりまふせん。今後、状況を把握しながら、本町でもその必要性が高まるところには条例制定を行い、それに伴う施策についても講じてまいりたい、そのように考えております。

以上、議員の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございまふせんか。

○10番（西村）はい、議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）はい。再質問ですけれども、先ほどの話なんですけれども、養成講座への参加を呼びかけ、これに関しても、今、広報等でされておりますので、一層、進めていただきたいと思っております。

また窓口などでの「筆談表示」の表示がされておりますけれども、もう少しですね、ろうの方、ろう者の方への寄り添いが必要なんではないかと考えております。

筆談表示と単純に言いますけれども、これは健常者による考え方であって、ろう者によっては、筆談表示っていうのは、非常に理解しづらひ。これは文章で表示されまふの

で、例えば、「ないことはない」という表現をした時、手話で表現すると、「ないことはない」っていうのは、ろう者にとって「絶対はない」っていう意味なんです。そのへんの理解の仕方が違うということを執行部の方でご理解いただいて、筆談による、メール等も含めてですけれども、文章になったから大丈夫だ、という考え方のないことをぜひ進めていただきたいということをお願いします。

また、今7市の中で言語条例が制定されておりますけれども、令和6年度には善通寺市でも、この手話言語条例が、上程されるというふうに聞いております。

また、特に向かいの岡山県では県レベルで、条例が制定されております。残念なことに四国においては、県レベルで、条例を制定されておられませんけれども、ぜひ、綾川町でも、条例の制定を近い将来、お願いしたい。理念法であればこそ、理念をまず浸透させることが必要なんではないかと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

答弁は、必要としません。これはすべてご要望させていただきますので、よろしくお願いいいたします。終わります。

○議長（河野） 以上で西村君の一般質問を終わります。